

## 令和 8 年度労働報酬下限額

(1) 工事又は製造の請負契約 (条例第 6 条第 1 項第 1 号関係) [単位: 円 (1 時間あたり)]

No	職 種	労働報酬下限額	No	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,820	27	普通船員	3,160
2	普通作業員	2,710	28	潜水士	4,900
3	軽作業員	1,850	29	潜水連絡員	3,790
4	造園工	3,010	30	潜水送気員	3,630
5	法面工	3,280	31	山林砂防工	3,400
6	とび工	3,180	32	軌道工	5,060
7	石工	—	33	型わく工	3,530
8	ブロック工	—	34	大工	3,280
9	電工	2,990	35	左官	3,210
10	鉄筋工	3,060	36	配管工	2,850
11	鉄骨工	2,910	37	はつり工	3,440
12	塗装工	3,260	38	防水工	3,130
13	溶接工	3,610	39	板金工	3,510
14	運転手 (特殊)	2,950	40	タイル工	—
15	運転手 (一般)	2,670	41	サッシ工	3,470
16	潜かん工	4,180	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	5,230	43	内装工	3,660
18	さく岩工	3,440	44	ガラス工	3,220
19	トンネル特殊工	5,230	45	建具工	—
20	トンネル作業員	3,510	46	ダクト工	2,980
21	トンネル世話役	5,140	47	保温工	3,330
22	橋りょう特殊工	3,910	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3,820	49	設備機械工	3,380
24	橋りょう世話役	5,000	50	交通誘導警備員 A	2,100
25	土木一般世話役	3,290	51	交通誘導警備員 B	1,750
26	高級船員	3,830			

(注) 石工、ブロック工、タイル工、屋根ふき工、建具工、建築ブロック工に該当する労働者等については、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、1,188円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定 (条例第 6 条第 1 項第 2 号関係)

労働報酬下限額	1,188円 (1 時間あたり)
---------	------------------

※なお、上記両契約において、労働報酬下限額が兵庫県最低賃金の時間額を下回った場合は、当該最低賃金額とする。ただし、10円未満の端数がある場合には、10円単位に切り上げる。